

第 2 6 6 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 本件異議申立てに至る経過

- 1 平成27年 9月10日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、「まちづくり公社提出された報告書『市営久屋駐車場の不正利用に係る調査結果について』」の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 同年 9月18日、実施機関は、本件公開請求に対して、市営久屋駐車場の不正利用に関する調査結果及び当面の対応について（以下「本件行政文書」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同年10月 1日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書の一部を公開しない理由として、本件行政文書に記載されている個人の氏名、生年月日、経歴等の情報（以下「本件情報」という。）は、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないものと認められるため、条例第 7条第 1項第 1号に該当すると主張している。
- 2 上記 1に加え、実施機関は、弁明意見書において、異議申立人が公開するよう主張する氏名については、直接的に特定の個人を識別するものであり、一般人の感受性を基準として当該個人の立場に立った場合、不正行為に関連して氏名を知られたくないと認められるため、本件処分を行ったと主張している。

第 4 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 市営駐車場管理者の不正利用についての事件であることを考えると、その問題は大きく、すべてを公開することは市民に対する義務であり、今後の取組みのため、そして信頼回復のためにも必要である。特に、公の財産である金銭に関する場合は当然である。不正行為が金銭に関する場合は、個人情報であるという弁明は適用できない。
- (2) 駐車場料金は公の財産であり、それに関する職務を行っている者は公務員と同じ扱いをされるべきと考える。職務行為に関した部分は、職員の氏名等は公開されても問題はなく、不正行為に関しても公開されるべきものである。公務員が私的に公の財産に手を出すのは良くないことであり、不正行為をした者の氏名は公開すべきである。
- (3) 不正行為をした者の氏名等を公開しないと、不正行為をしても個人情報だから庇ってもらえると思う職員がいるかもしれないし、職務において手抜きをする職員も出てくるかもしれない。そういう可能性も含め、職務内容は全て公開することが当然と考える。
- (4) 駐車場管理者は一人であるため、事件が明らかになった時点で氏名は明らかにされたと言える。普段、その職員が駐車場で対応しているのであれば、顔、名札や名簿を見れば氏名はわかる。既に明らかになっているともいえる情報を隠すことは、情報公開制度の趣旨に反する。
- (5) 不正行為をした者の情報を個人情報で隠すのはいかがなものか。一部といえども非公開にすることは組織ぐるみの隠ぺいに近い。一般人の感受性からすると、行政は、職務行為や不祥事を隠すことなく公表すべきである。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件情報の条例第 7 条第 1 項第 1 号該当性が争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書について

(1) 本件行政文書は、平成26年12月から平成27年 8月まで、市営駐車場の管理責任者である公益財団法人名古屋まちづくり公社の職員が、勤務場所である市営駐車場に自己所有車等で出勤した際に、管理事務所内の磁気カード書込機（駐車整理券を処理するための機械）を不正に操作し、駐車整理券を改ざんすることで複数回に渡り駐車料金の支払いを免れた事件（以下「本件事件」という。）に関し、平成27年 9月に、当該公益財団法人が作成した、本件事件に関する調査結果及び当面の対応をまとめた文書である。

(2) 本件行政文書には、主に、本件事件の経緯、調査内容、原因及び関与した職員への対応並びに再発防止に向けた取り組み等が記載されている。本件情報は、本件行政文書に記載された、本件事件において不正利用を行った職員の氏名、生年月日及び本件事件当時の職を除く経歴並びに当該職員の監督者である職員の氏名である。

(3) 当審査会の調査によると、本件事件については、事件の概要と共に、不正利用を行った職員の職、年齢及び処分内容が報道されているが、本件情報の内容が報道された事実は確認できない。

4 本件情報の条例第 7条第 1項第 1号該当性について

まず、本件情報が、条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件情報は、上記 3 (2)のとおり、個人の氏名、生年月日及び経歴に関する情報であり、特定の個人を識別することができるもの又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであると認

められる。

(3) また、本件情報は、上記 3 (3)のとおり、報道等により一般的に知られたものとはいえない。さらに、本件情報は、本件事件に関し、不正利用を行った職員の情報を明らかにするものである。これらは一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくない情報であると認められる。

(4) 次に、異議申立人は、本件情報は公務員の職務の遂行に係るものと判断すべきであると主張していることから、本件情報が本号ただし書アに該当し、公開すべきか否かを判断する。

ア 本号ただし書アは、公務員等の職、氏名に関する情報は、その職務行為に関する情報と不可分な要素であり、説明する責務の観点から、これを公開することとしたものである。

イ 本号ただし書アでいうところの公務員等とは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に規定する公務員等をいい、次に掲げる者と解される。

(ア) 国家公務員法（昭和22年法律第 120号）第 2条第 1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第 103号）第 2条第 4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）及び地方公務員法第 2条に規定する公務員

(イ) 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律（平成13年法律第 140号）第 2条第 1項に規定する独立行政法人等をいう。）の役員及び職員

(ウ) 地方独立行政法人の役員及び職員

ウ 本件事件は、市営駐車場の管理に関するものではあるが、不正利用を行った職員及び当該職員の監督者である職員は、いずれも市の職員ではなく、公益財団法人の職員である。公益財団法人とは、公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成26年法律第69号）により、公益認定を受けた一般財団法人であり、一般財団法人とは、一般財団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づいて設立された財団法人をいい、設立の登記をすることによって成立する法人

である。

エ このため、本件事件に関し、不正利用を行った職員及び当該職員の監督者である職員は、上記イのいずれにも該当せず、本号ただし書きアでいうところの公務員等に該当しないと判断すべきことから、本件情報は、本号ただし書きアには該当しない。

(5) 以上のことから、本件情報は、条例第 7条第 1項第 1号に該当すると認められる。

5 異議申立人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 4において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成27年11月 6日	諮問書の受理
11月17日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
12月14日	弁明意見書の受理
12月24日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は 意見陳述申出書を提出するよう通知
平成28年 2月 2日	反論意見書の受理
令和元年10月18日 (第 5回第 3小委員会)	調査審議
11月15日 (第 6回第 3小委員会)	異議申立人の意見を聴取
同日 (第 6回第 3小委員会)	調査審議

12月20日 (第7回第3小委員会)	調査審議
12月27日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人